

平成31年4月5日開会
(第4回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第4回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成31年4月5日(金)
- 2 開会日時及び場所
平成31年4月5日(金) 午後1時38分
吾妻町ふるさと会館 研修室1
- 3 閉会日時 平成31年4月5日(金) 午後2時16分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
主 事	北尾 祥
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第4 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第17号 農地法第5条第1項に規定による許可申請について
- 日程第6 議案第18号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第19号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

午後 1 時 38 分開会

○事務局長（坂本 英知君） 本日の出席者は、法の規程による過半数に達しております。会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さんこんにちは。

ただいまから、平成 31 年第 4 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしく願いいたします。

座って進行させていただきます。

日程第 1、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、1 番、草野委員、2 番、大島委員、両委員を指名いたします。

議事に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請についての受付番号 3 番及び議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての受付番号 67 番は、申請の取り下げを提出され、受理いたしました。

これに伴い、議案第 16 号を抹消していただき、議案第 17 号を 16 号に、議案第 18 号を 17 号に、議案第 19 号を 18 号に 1 つずつ繰り上げてください。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 6、議案第 18 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの 5 件を議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書 2 ページをごらんください。

議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。平成 31 年 4 月 5 日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

受付番号 120 番から受付番号 128 まで、9 件の申請がっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4 番 東 康敬君） 議席番号 4 番、東部調査会長の東です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号 120 番から 121 番です。

受付番号 120 番は、農地所有適格法人が、新たに農地を借り受けて耕作を開始する案件です。

次に、受付番号121番は、後継者である子へ贈与する案件でございます。

受付番号120番から121番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号120番から121番について、何かご質疑があったらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありませんね。

ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号122番から125番です。

受付番号122番は、譲受人の自宅近くであり、耕作利便のため買い受ける案件です。

次に、受付番号123番は、譲受人が申請地の隣接農地を所有しており、耕作利便のため買い受ける案件です。

次に、受付番号124番は、譲受人が申請地の隣接農地を所有しており、耕作利便のため買い受ける案件です。また、譲受人は市外在住であり、諫早市で4反ほど耕作されております。

次に、受付番号125番は、譲受人が申請地の隣接農地を所有しており、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号122番から125番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号122番から125番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。森崎委員。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この受付番号124番について、申請地は6畝ぐらいで140万円というのは宅地並または以上かと思われますけど、宅地にする予定ですよ。

○議長（小筏 正治君） そのあたりは、調査会長、どうでしょうか。

○委員（9番 馬場 保君） 今のところ予定はないと思いますけども、土地が高いということで考えていただければと思います。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号126番から128番です。

受付番号126番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

次に、受付番号127番は、耕作できないため贈与する案件です。

次に、受付番号128番は、遺贈する案件です。

受付番号126番から128番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号126番から128番について、何かご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号120番から128番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第15号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書6ページをごらんください。

議案第15号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について

次のとおり農地法第4条の規定による許可処分の取消願があったので総会の議決を求める。平成31年4月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書7ページのほうに受付番号2番がありますが、こちらの1件の申請がっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、西部調査会関係分は受付番号2番です。

受付番号2番について、申請地は昭和62年9月25日に住宅用地への転用許可を受けたものの、事業が着工されておりませんでした。今後は畑として利用を計画されているため、今回、許可処分の取消願が提出されたものです。

受付番号2番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号2番について何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第15号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願について、受付番号2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書10ページをごらんください。

議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。平成31年4月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書11ページのほうから、受付番号63番から66番、68番から72番までの9件の申請がっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東部調査会。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号63番から66番、68番です。

受付番号63番について、申請人は昭和24年ごろより分家住宅を建築しており、今回、追認申請が出されたものです。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。申請地について、簡易手続相当の違反事案に該当することから、許可できる案件であると思われれます。

次に、受付番号64番について、申請人は平成11年ごろより農業用倉庫を建築しており、今回、追認申請が出されたものです。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地である

ことから、第2種農地であると考えられます。申請地について、簡易手続相当の違反事案に該当することから、許可できる案件であると思われます。

次に、受付番号65番について、申請人は整骨院用地へ転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断し原則、転用ができない農地ではありますが、転用目的が、周辺の地域において日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

次に、受付番号66番について、申請人はハチの巣箱置き場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地で、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、受付番号68番については、申請人は太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、島原鉄道西郷駅から300メートル以内に存在することから、第3種農地と判断しました。

受付番号63番から66番、68番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号63番から66番、68番について何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号69番から70番です。

受付番号69番について、申請人は分家住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号70番について、申請人は太陽光発電施設用地への3年間の一時転用をされており、今回、再設定の申請をされております。

受付番号69番から70番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

受付番号69番から70番について何かご質問ありましたらお願いいたします。

○事務局（北尾 祥君） 済みません、ちょっと事務局のほうから受付番号70番についてなんです、別添資料46ページのほうをごらんください。

こちらのほうに、転用期間として10年間ということで記載がしてあるんですが、昨年、農地法の改正が行われたときに、このような営農型の太陽光の発電は、これまで3年間の許可期間だったのが10年間に延長されたので、10年間で申請をされています。別添資料2の57ページのほうから、出荷伝票がついているんですが、こちらのほうを見たときに、56ページのほうに平均的な反収ということで、この花柴の平均的な反収が書いてあるんですが、これに対してまだまだ収量が足りないのではないかとということで、中部調査会のとときのちょっと事務局のほうから話をさせてもらいました。10年間の許可というのは少し長いと思いますので、一度3年間ということで許可を出して、3年後にこの反収とか確認をして、また申請をしてもらうという形をとったほうがいいのではないかと考えています。

以上です。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 私たちがふだん通る範囲でしょっちゅう通って見てきてますけど、反収はもともと上がらないんじゃないですか、あれは。あの、商品に多分ならないですよ。花柴はやっぱり日がある程度当たらないと出ないということで聞いてますもんですから。あれ以上はちょっと出ないんじゃないかなと私は思います。

○議長（小筏 正治君） 今、森崎委員の質問に対してはどのような返答が……。

○委員（18番 大久保 信一君） 今、話があったように、中部調査会の中でもそういう話が出ております。まあ、もう、申請をされた時点で許可をしているわけですので、これからはいろんな格好で指導してもらってですね、少しでも努力してもらうしか方法がないんじゃないかなと感じがしてますし、まあ、現地を確認したところ、周りにも雑草が生えており、その辺の管理をちゃんとしてもらうような方向で中部調査会の中では話が出ておりました。

○議長（小筏 正治君） 中部調査会のほうから説明がありましたけど、それでいいでしょうか。ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質問がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号71番から72番です。

受付番号71番から72番については、譲渡人、譲受人、転用目的が同一の案件となっております。申請人は、太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号71番から72番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。
以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございます。

それでは、受付番号71番から72番について何かご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号63番から66番、68番から72番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第17号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案件につきましては、森崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

（6番 森崎茂徳委員 退場）

○議長（小筏 正治君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書14ページをごらんください。

議案第17号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。平成31年4月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書15ページのほうより、受付番号1番から受付番号32番までとなります。
以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第17号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定の受付番号1番から14番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転の受付番号15番から21番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたら、最後に、農地中間管理事業の受付番号22番から32番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第17号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め農用地利用集積計画を決定することといたします。

ここで、森崎委員の入室を求めます。

（6番 森崎茂徳委員 入場）

○議長（小筏 正治君） 森崎委員、満場一致で了解してもらいました。

次に、日程第6、議案第18号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君） 議案書28ページをごらんください。

議案第18号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。平成31年4月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書29ページ、受付番号1番から受付番号6番までとなります。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。議案第18号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第18号は、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第18号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本総会における議事事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員